○経済産業省告示第八十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十七年四月二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
株式会社九州ガス技研	佐賀県鳥栖市西新町千四百二十八番地の三百八十八	株式会社九州ガス技研　佐賀県鳥栖市西新町千四百二十八番地の三百八十八	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行うことの指定	島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	平成二十七年三月十一日

○国土交通省告示第五百三号

女満別空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　女満別空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　女満別空港内　北海道網走郡大空町

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十年運輸省告示第二百四十二号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「六十カンデラ」を「五十カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十七年四月三十日

○国土交通省告示第五百四号

福岡空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　福岡空港　福岡県福岡市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十三年国土交通省告示第二百五十四号を参照。）

エプロン

面積　六十一万四千百二平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十七年四月二日

○国土交通省告示第五百五号

鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第七十一条第一項第五号の二イ及び軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）第二十三条ノ二第一項第一号の規定に基づき、鉄道線路の使用条件及び譲渡条件並びに旅客の運賃及び料金の認可の権限の委任に係る鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年四月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

鉄道線路の使用条件及び譲渡条件並びに旅客の運賃及び料金の認可の権限の委任に係る鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示の一部を改正する告示

鉄道線路の使用条件及び譲渡条件並びに旅客の運賃及び料金の認可の権限の委任に係る鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示（平成八年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

表ＩＲいしかわ鉄道株式会社の項中「石川県金沢市鞍月一丁目一番地」を「石川県金沢市高柳町九の一番地一」に改め、同表三岐鉄道株式会社の項の次に次のように加える。

四日市あすなろう鉄道株式会社	三重県四日市市鵜の森一丁目十六番十一号

表阪堺電気軌道株式会社の項の次に次のように加える。

ＷＩＬＬＥＲ　ＴＲＡＩＮＳ株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁目二番十八号

表土佐電気鉄道株式会社の項を次のように改める。

とさでん交通株式会社	高知県高知市桟橋通四丁目十二番七号

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百六号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十七年四月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＳＡ	142211	わかさ	平成27. 2. 18
７ＪＳＳ	142269	第八十八光洋丸	27. 2. 26
７ＪＳＴ	142274	さど	27. 2. 18
７ＪＳＷ	142279	ざんば	27. 2. 10
７ＪＴＯ	142330	つしま	27. 2. 3
７ＪＴＰ	142334	フェリーきかい	27. 2. 18
７ＪＵＡ	142372	ＨＯＪＩＮ	27. 2. 5
ＪＤ3792	142326	第二翔洋丸	27. 2. 19
ＪＤ3794	142331	東福丸	27. 2. 12
ＪＤ3807	142348	第一昭徳丸	27. 2. 18
ＪＤ3808	142349	海翔	27. 2. 5
ＪＤ3810	142351	第三十一昭徳丸	27. 2. 18
ＪＤ3814	142357	陽光丸	27. 2. 10
ＪＤ3815	142356	らくよう	27. 2. 10
ＪＤ3817	142364	武蔵	27. 2. 20
ＪＤ3823	142371	モンブラン	27. 2. 26
ＪＤ3826	142375	第二十三新福丸	27. 2. 17
ＪＤ3828	142377	春晃丸	27. 2. 17
ＪＤ3832	142385	第三十二すみせ丸	27. 2. 27
ＪＤ3842	142397	元就	27. 2. 20
ＪＤ3846	142402	海優丸	27. 2. 19

○国土交通省告示第五百七号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十七年四月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＪＩＧ	141333	ＦＩＲＳＴ　ＩＢＩＳ	平成27. 2. 4
ＪＨＩＯ	129435	第二徳永丸	27. 2. 16
ＪＨＰＸ	135641	第七音代丸	27. 2. 13
ＪＨＲＭ	122560	第五海工丸	27. 2. 2
ＪＧ3582	117795	第七東進丸	27. 2. 10
ＪＧ4666	129722	きよすみ	27. 2. 17
ＪＩ2476	107451	第八高宝丸	27. 2. 6
ＪＩ3036	119747	海王丸	27. 2. 2
ＪＪ3926	134242	第二十一千代丸	27. 2. 24